

平成 24 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーフット  
代 表 名 代表取締役社長 服部 博幸  
(コード番号： 2686 名証第二部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画本部長 秀島 高広  
電 話 番 号 052-732-7789

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 5 日開催の取締役会において、平成 24 年 4 月 13 日開催予定の第 41 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の内容

現 在 毎年 1 月 20 日

変更案 毎年 2 月末日

同決算期変更に伴い第 42 期は、平成 24 年 1 月 21 日から平成 25 年 2 月 28 日までの 13 ヶ月 8 日の変則決算となる予定です。

#### 2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 1 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度の末日が毎年 2 月末日であることを勘案し、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までに変更いたします。

事業年度の変更に伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 37 条、第 38 条ならびに第 39 条に所要の変更を行い、また、経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

#### 3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 4 月 13 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 4 月 13 日 (金)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第10条 (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>1月20日</u>の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1月20日</u>とする。</p> <p>第13条～第36条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月21日</u>から翌年<u>1月20日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>1月20日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年<u>7月20日</u>を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>2月末日</u>の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>第13条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年<u>8月31日</u>を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第11条(招 集)の規定は、平成24年6月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第37条(事業年度)の規定にかかわらず、第42期事業年度は平成24年1月21日から平成25年2月28日までの13カ月8日とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第42期事業年度経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>第3条 第39条(中間配当)の規定は、平成24年9月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日後、これを削除する。</u></p>